第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年5月18日(木)午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1小澤 哲男・2川邊 千秋・3下井 弘・4田村 明

5 若林 卓哉・8 喜多 義幸・9 竹尾 泰

10 田中 茂人・11 清水 喜代己・12 平松 崇己

13 横山 光次・19 太田 義政・21 坂野 大徹・

23 水谷 隆

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総 合 支 所 河芸:本郷副主幹 芸濃:中山主査 美里:中瀬担当副主幹

議 事 録 署 名 者 10 田中 茂人・11 清水 喜代己

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(賃貸借権)

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56

議 事 の 大 要

議 長 それでは第5回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席はございません。出席委員は14名です。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

10番 田中 茂人委員・11番 清水 喜代委員よろしくお願いします。 まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第5号に入ります。 事務局の説明をお願いします。

事務局

まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を3 箇所、お願いいたします。

21ページの議案第1号、番号2をご覧ください。

この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。

また、この削除に伴い、21ページの下の合計欄について、合計 8 筆を 7 筆に、計 14, 431 ㎡を 11, 388 ㎡に訂正をお願いします。そして、田 3, 900 ㎡を 857 ㎡に修正をお願いします。

続きまして、別冊でお配りした議案第12号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農地利用集積計画の決定について の5ページをご覧下さい。

整理番号5-2、利用権の設定を受ける者の氏名に____とありますが、 ____の文言の削除をお願いします。

続きまして50ページをお願いします。先ほどの修正に関連し、利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A)に記載された_____の文言の削除をお願いします。

訂正等は以上になります。申し訳ありませんでした。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から6で、件数は6件、合計面積は19,581㎡で、その内訳は田で19,581㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから17ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から22で、件数は22件、合計面積は117,692.55㎡で、 その内訳は田が84,627.97㎡、畑が32,680㎡、その他が38 4.58㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

18ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は $335 \,\mathrm{m}^2$ 、その内訳は畑で $335 \,\mathrm{m}^2$ でございます。

19ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権 移転)、でございます。

番号1 長屋住宅用地

番号2 駐車場用地

番号3 事務所用地

番号4 共同住宅用地

番号5 駐車場用地

番号6 一般個人住宅用地

番号7 太陽光発電施設用地

以上、件数は7件、合計面積は3,858㎡で、その内訳は田が1,215㎡、畑が2,643㎡でございます。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。 、主たる耕作物は花苗、野菜苗。耕作面積は、田で4.0 ha、合計4. Oha。 、主たる耕作物は米、小麦、飼料稲。耕作面積は、田で9 3. Oha、合計93. Oha。 、主たる耕作物は米、キャベツ。耕作面積は、田で10 0. Oha、合計100. Oha。 ____、主たる耕作物は米、麦、大豆。耕作面積は、田が23. 70ha、畑が0. 40ha、合計24. 10ha。 、主たる耕作物は米、麦、大豆。耕作面積は、田が98. 50ha、畑が1.30ha、合計99.80ha。 ____、主たる耕作物は野菜、米。耕作面積は、田が39.0 ha、畑が2. 10ha、合計41. 10ha。 ____、主たる耕作物は小麦、大豆。耕作面積は、田で11.3 Oha、合計11. 3 Oha。 ____、主たる耕作物は米。耕作面積は、田で0.14ha、合計 番号8 0. 14 ha_o

以上件数は8件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは改めまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)についてですが、今回議事参与の制限に該当する案件がございますので最初にその案件を審議し、その後その他の案件を審議したいと思います。

それでは、番号6に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 それでは最初に、番号6 地区 明の説明を事務局お願いします。

事務局 それでは、21ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)、 でございます。

番号6、地区 明、申請地 芸濃町林曽武____、登記地目・現況地目とも畑、面積 875㎡、受人 ____、面積 37,734.71㎡、渡人

護受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

以上、件数は1件、面積は875㎡で、すべて畑でございます。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

地元委員の意見を伺います。番号6、地区 明 お願いします。

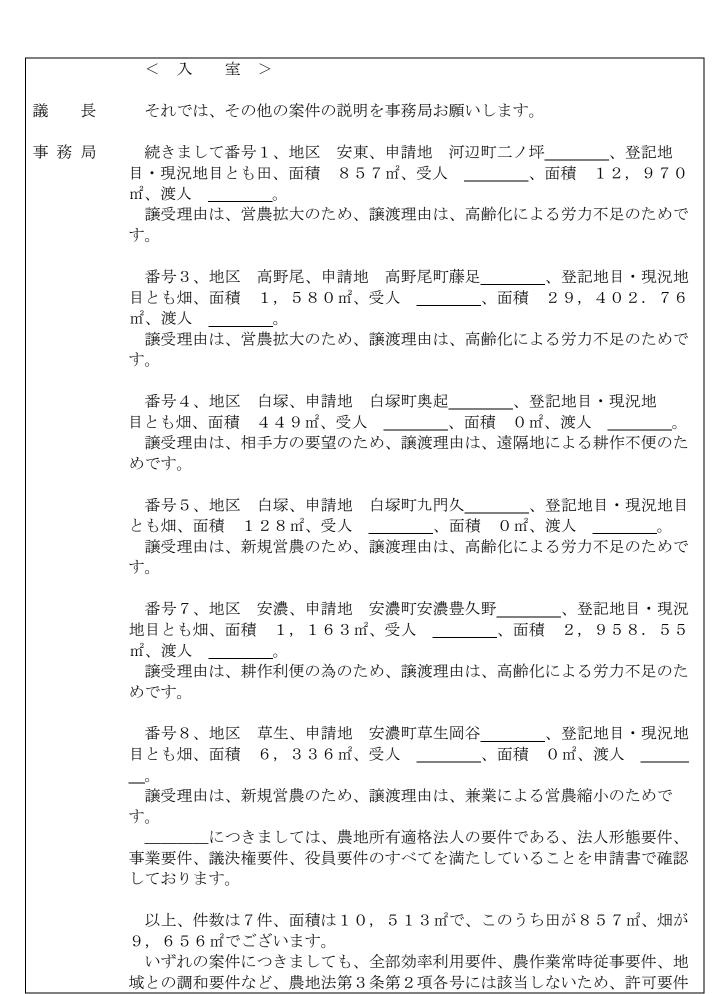
田中委員 10番田中です。確認して参りました。この案件は、2反ぐらいの大きな土地です。住まいと境界を接しておりますが、渡人は譲りたいということですので、よろしくお願いします。

議 長 番号6について、地元委員さんから異議のない旨の報告がありました。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号6について、許可をすることに決定いたします。

_____委員入室して下さい。



のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長事務局の説明が終わりました。番号1、番号3から番号5、番号7、番号8 について地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東、お願いいたします。

川邊委員 2番川邊です。この譲受人は4月28日、津市の認定農家になられた方でございます。この圃場は耕作放棄地になりかけていたのをいろいろ調整させていただきまして、所有権移転して耕作をしたいということで、推進委員と行きまして現場を確認いたしました。問題ございません。

議 長 ありがとうございます。次、番号3、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番若林です。現地調査させて貰いました。何ら問題ないということ、よろ しくお願いします。

議 長 番号4、番号5、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番田村です。番号4、5両方ともに5月10日に現地確認行いました。事 務局説明通りで問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。番号7、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番平松です。譲受人が尾鷲市になっておりますが、仕事の都合です。地元は安濃なので、地元同士の譲渡なので何も問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 番号8、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番横山です。現地確認させていただきましたけど、耕作をしていて、地 元で家を探している方で、熱心に営農されている方で問題ないと思います。よ ろしくお願いします。

議 長 番号1、番号3から番号5、番号7、番号8について、地元委員さんから異 議なしということでございます。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いた します。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)

について事務局の説明をお願いします。 事務局 22ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)、で ございます。 番号1、地区 上野、申請地 河芸町東千里中ノ川____、登記地目・現 況地目とも田、面積 1,028㎡、借人 、面積 94,427 外1名。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、遠隔地による耕作不便のためで す。 以上、件数は1件で、合計面積は1,028㎡、すべて田でございます。 この案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と の調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のす べてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 議 番号1、地区 上野。 喜多委員 8番喜多です。問題ないと思います。よろしくお願いします。 議 長 番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございます。 皆さんいかがでしょうか。 部会委員 <一同 異議なし> それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定い 議 長 たします。 次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸 借)、事務局の説明をお願いします。 事務局 23ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)、 でございます。 番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東南野 、登記地目・現 況地目とも畑、面積 1,520㎡、借人 ____、面積 29,40 2. 76㎡、貸人 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、兼業による労力不足のためで す。 以上、件数は1件で、合計面積は1,520㎡、すべて畑でございます。

この案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と の調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のす べてを満たしていると考えます。

また、この案件につきましては、営農型太陽光に関する申請であり、次の議 案第4号の区分地上権及び議案第10号の地上権でもご審議いただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 高野尾

若林委員 5番若林です。現地調査いたしましたが、何ら問題ないので、許可よろしく お願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定い たします。

議 長 次に議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)、事務局の説明をお願いします。

事務局 24ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)、 でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東南野____、登記地目・現況 地目とも畑、面積 1,520㎡、区分地上権者 ____、区分地上権設定者 ____。

一定の空間として設定する面積は1, $520 \,\text{m}$ 、高さは地上2. $05 \,\text{m}$ から $3.18 \,\text{m}$ の間となります。

設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による 区分地上権の設定のためです。

以上、件数は1件で、合計面積は1,520㎡、すべて畑でございます。 この案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないた め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高野尾

若林委員 5番若林です。現地調査いたしまして、問題ないので、許可よろしくお願い します。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございます。 皆さんいかがでしょうか。

坂野委員 議案第3号と関連する案件ですね。3号の借受人と、4号の区分地上権者が 違うのはどういうわけでしょうか。

農地を耕作するのに借りる部分は議案第3号の使用貸借です。上空部分の権利を設定するのが、区分地上権で、議案第4号です。

坂野委員 ということは、_____が借りて、耕作するのは誰になるのですか。

事務局 _____です。

若林委員 地面と上空と別の業者が借りるということです。

事務局 そうです。

下井委員 3番下井です。上に太陽光があると、下で作物ができるのでしょうか。

議 長 できる作物を作る。太陽光施設に間があります。

下井委員時間帯によって太陽があたるのですね。

事務局 営農型太陽光につきましては、下で栽培する作物について、日照の条件であるとか、育生状況であるとか報告を貰っておりまして、毎回付けてもらっています。榊は日照を少し嫌うような植物で、日光があたらなくても十分、作物としては栽培できると報告が上がっております。

下井委員 ありがとう。

田村委員 4番田村です。区分地上権ですけど、この場合、_____さんの同意は要らないのですか。

事務局 今回、営農型の太陽光を作るということで、3者間の了解は得ております。 議案上は、耕作をされる部分の使用貸借については議案第3号で が _____さんから借りて耕作をする。上空部分については議案第4号で ____ ___さんから _____が区分地上権を設定することになります。柱部分については、この後出てくる、議案第10号で挙がってきます5条の一時転用になります。

議 長 よろしいですか。それでは番号1について、地元委員さんから異議のない旨 の発言でございます。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定い たします。

> 次に議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。 事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 安濃、申請地 安濃町安濃豊久野____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 3,041㎡の内278.09㎡、申請者___。これにつきましては、申請地を車庫用地とするものです。

昭和60年頃から先代が車庫を建てた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、面積は畑で278.09㎡でございます。 この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 安濃。

平松委員 12番平松です。現地確認いたしました。事務局の説明通り、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございます。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いた

します。 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(賃 貸借権)、事務局の説明をお願いします。 事務局 26ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(賃貸借 権)、でございます。 番号1、地区 上野、申請地 河芸町久知野字里前____、台帳地目·現 況地目とも田、面積 165㎡、借人 ____、貸人 この案件つきましては、令和5年3月17日付けにて許可を受けましたが、 事業計画変更のため、許可の取消願いが提出されております。 以上、件数は1件、合計面積は165㎡で、すべて田でございます。 以上で説明終わります。 ご審議のほどよろしくお願い致します。 議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 上野。 喜多委員 8番喜多です。事務局の説明通り問題ありませんのでよろしくお願いしま す。 番号1について、地元委員さんから、異議なしということです。 議 長 皆さんいかがでしょうか。 部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、取消を承認することに決 定いたします。

> 次に議案7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権 移転)、事務局の説明をお願いします。

= 務 局 27ページをお願いします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移 転)、でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町山鶴____、登記地目・現況地目とも田、面積 138㎡ 外3筆、合計面積 1,108㎡、受人____、渡人 ___。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、申請地 雲出長常町川端 、登記地目・現況地

目とも畑、面積 545㎡ 外3筆、合計面積 3,119㎡、受人
、渡人 外 2 名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、 $2014 \mathrm{m}^2$ 、パネル設置率は、 $64.6 \mathrm{m}^2$ になります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。
長地色力は、射と性長地と刊例で40より。
番号3、地区 雲出、申請地 雲出本郷町西添、登記地目·現況地
目とも田、面積 1,011㎡、受人、渡人。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、464㎡、パネル設置率は、46%になります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号4、地区 大里、申請地 大里睦合町北石橋、登記地目・現況
地目とも畑、面積 496 m ² 外1筆、合計面積 739 m ² 、受人
外1名、渡人。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
28ページをお願いします。
番号5、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本巾、登記地目・現況地目
とも畑、面積 1,345㎡、受人、渡人 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、439.15㎡、パネル設置率は、41.94%になり
ます。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 長野、申請地 美里町平木鳥羽の尾、登記地目・現
況地目とも田、面積 2,316㎡、受人、渡人。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、495.36㎡、不整形地を含み、かつパネル設備の影
の影響を回避するため、パネル設置率は、21.38%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号7、地区 長野、申請地 美里町平木鳥羽の尾、登記地目・現
況地目とも田、面積 593 m 外3 m 合計面積 2,973 m 受人
、渡人 外2名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、495.36㎡、不整形地を含み、かつパネル設備の影
の影響を回避するため、パネル設置率は、16.15%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
辰地区川は、州石浬辰地に刊剛で40あり。
以上、件数は7件で、面積は12,611㎡、このうち田が7,408㎡、
畑が5,203㎡でございます。
こいずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないた

め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1から番号3、地区 雲出。

下井委員 3番下井です。先般、会長はじめ関係者と現地調査をしました。特に問題ないということです。以上です。

議 長 番号4、地区 大里、お願いします。

議 長 先方は了解したのですか。

若林委員 問題が出たら責任を持って対処するということで。

議 長 事務局確認してるのですね。

事務局 確認しております。

議 長 番号5、地区 椋本、お願いします。

竹尾委員 5月16日に地元推進委員と事務局と一緒に現地確認をしました。畑になっておりますが、耕作放棄地で、現在、桑の木とか漆の木なども生えておりまして、中へ入ることができない状態です。止むを得ませんが太陽光ということできなんとしていただいたら良いと思いました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。次、番号6、番号7、地区 長野。

清水委員 11番清水です。番号6番、7番とも5月12日に現地確認させていただきました。現在、耕作放棄地ということで、昔の人はどうやって田んぼをしていたのかというような急峻な棚田のようなところでして、今の人間は耕作できないのではないかということです。太陽光ですが、両側が木に覆われており、太陽が当たるところが少ないので、設置面積は少ないと思います。排水問題、草の問題、急峻な所なので土砂崩れが起きないように現場の代理人には伝えておきました。今まで崩れていないので大丈夫かなと思いました。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。番号1から番号7について、地元委員さんから、異 議のない旨の発言でございます。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定い たします。

次に議案8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)、事務局の説明をお願いします。

事務局 29ページをお願いします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)、でございます。

番号1、地区 上野、申請地 河芸町久知野里前____、登記地目・現況 地目とも田、面積 36 m² 外1筆、合計面積 204 m²、借人 ____、貸人

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、 $90 \, \text{m}^2$ 、パネル設置率は、 $44.1 \, \text{%}$ になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は204㎡、すべて田でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 上野。

喜多委員 8番喜多です。地元推進委員と現場立ち会いしましたが、別に何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、許可をすることに決定い たします。

次に議案9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)、事務局の説明をお願いします。

事務局 30ページをお願いします。

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸 借)、でございます。 番号1、地区 草生、申請地 安濃町草生清水田 、登記地目 現況地目 宅地、面積 260㎡、借人 、貸人 。 これにつきましては、申請地を車庫用地とするものです。 平成11年頃に車庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これ を追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件で、合計面積は260㎡、すべて田でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許 可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 草生 横山委員 13番横山です。現地確認させていただきました。始末書が提出されており まして、問題ないと思います。よろしくお願いします。 番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございます。 長 議 皆さんいかがでしょうか。 部会委員 <一同 異議なし> 長 それでは異議なしと認め、議案9号については、許可をすることに決定いた 議 します。 次に議案10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上 権)、事務局の説明をお願いします。 事務局 31ページをお願いします。 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上 権)、でございます。 番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東南野____、登記地目・現況 地目とも畑、面積 1,520㎡の内0.41㎡、地上権者 、地上 権設定者 これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地として一時転用す るものです。 一時転用期間は10年間となります。 農地区分は、農用地区域と判断されます。

この案件につきましては、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被

害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか否か・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか否か・支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であるか否かを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして番号2、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本北横山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,073㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ___。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、 $894 \,\mathrm{m}^2$ 、パネル設置率は、43.8%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、件数は2件で、合計面積は2,073.41m 、すべて畑でございます。

以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 高野尾。

若林委員 5番若林です。転用に問題はありません。許可してもらって大丈夫です。

議 長 番号2、地区 椋本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。5月16日に推進委員の方と現地確認しました。ちょうど ____の西側にあたるところです。地権者はトラクターできちっとおこし管 理していただいておりました。周りに太陽光が設置されておりまして、やむを 得ないかなと思いました。しかたないなと現地確認しました。以上です。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案10号については、許可をすることに決定い たします。

議 長 次に議案11号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

= 務 局 32ページをお願いします。

議案第11号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 椋本、願出者 ______ 外1名、申請地 芸濃町椋本一ッ谷 、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 547㎡。

これにつきましては、令和5年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和46年に農業を行うために住宅を建て、現在に至ることが確認できたことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件で、合計面積は547㎡、すべて畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 椋本。

竹尾委員 9番竹尾です。昭和46年に住宅を建てていたということで、問題ないとい うことでよろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案11号については、証明することといたします。

次に別冊でお配りしました、議案第12号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第12号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年 法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、 でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で39,504㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,14 8㎡、契約件数は17件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で26,050㎡、契約件数は6件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で39,272㎡、畑の賃貸借で2,

382㎡、契約件数は9件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,274㎡、契約件数は7件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で12,463㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて132,563㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借を合わせて7,530㎡、合計契約件数は44件、合計面積は140,093㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区16件、河芸地区3件、安濃地区9件、芸濃地区6件で合計34件、合計面積は118,491㎡でございます。 なお、認定農業者への集積率は、件数で77.2%、面積で84.5%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は2ページにあります1-8-2の1件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規 定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。

次に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号2-1及び2-3についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議	長	ありがとうございました。 入室お願いします。	
		< 入 室 >	
議	長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。 皆さんいかがでしょうか。	
部会委員 <一同 異議なし>			
議	長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第5回第1農地部会を終了いたします。	
		午前11時02分	
上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。			
令和5年5月18日			
		議事録署名者	
		成于以有石石	

議事録署名者